

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県は、県税の賦課徴収事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

鹿児島県知事

## 公表日

令和6年8月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収事務
②事務の概要	1 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定, 税額の更正若しくは決定, 納税の告知, 督促, 滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 2 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定, 税額の更正若しくは決定, 督促, 滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③システムの名称	税務総合システム, 国税連携システム(eLTAX), 統合宛名管理システム, 中間サーバー, 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システム用データベース	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の24及び133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号, 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2210
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-2210

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	「I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署」の①部署	鹿児島県総務部税務課	総務部税務課	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署」の②所属長	税務課長 馬場 良二	税務課長 房村 正博	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I－7 請求先	鹿児島県総務部税務課 〒890-8577	総務部税務課 郵便番号890-8577	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	I－8 連絡先	鹿児島県総務部税務課 〒890-8577	総務部税務課 郵便番号890-8577	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「II しきい値判断項目－1.対象人数」の時点	平成27年1月5日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成28年4月27日	「II しきい値判断項目－2.取扱者数」の時点	平成27年1月5日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	「I 関連情報－3.個人番号の利用」の法令上の根拠	別表第一の16及び89の項	別表第一の16及び99の項	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	「I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署」の②所属長	税務課長 房村 正博	税務課長 有木 正悟	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	「II しきい値判断項目－1.対象人数」の時点	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成29年4月28日	「II しきい値判断項目－2.取扱者数」の時点	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	税務課長 有木 正悟	課長	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「II しきい値判断項目－1.対象人数」の「いつの時点の計数か」	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
平成30年5月31日	「II しきい値判断項目－1.取扱者数」の「いつの時点の計数か」	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	「II しきい値判断項目－1.対象人数」の「いつの時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	「II しきい値判断項目－1.取扱者数」の「いつの時点の計数か」	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	指針第6の2(2)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和1年6月24日	IV リスク対策	項目なし	項目追加(様式の改正による)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月25日	「Ⅱ しきい値判断項目-1対象者数」の「いつの時点の計数か」	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和2年5月25日	「Ⅱ しきい値判断項目-2取扱者数」の「いつの時点の計数か」	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	「Ⅰ 関連情報-3.個人番号の利用」の「法令上の根拠」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第64条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	「Ⅱ しきい値判断項目-1対象者数」の「いつの時点の計数か」	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年5月28日	「Ⅱ しきい値判断項目-2取扱者数」の「いつの時点の計数か」	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和3年7月28日	「Ⅰ 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正に伴う変更
令和4年6月2日	「Ⅱ しきい値判断項目-1対象者数」の「いつの時点の計数か」	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和4年6月2日	「Ⅱ しきい値判断項目-2取扱者数」の「いつの時点の計数か」	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	「Ⅱ しきい値判断項目-1対象者数」の「いつの時点の計数か」	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和5年6月14日	「Ⅱ しきい値判断項目-2取扱者数」の「いつの時点の計数か」	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	規則第15条第1項及び指針第6の2(4)に基づく再実施に係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	「Ⅰ 関連情報-1特定個人情報ファイルを取り扱う事務」の「③システム名称」	税務総合システム	税務総合システム、国税連携システム(eLTAX)、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月27日	「I 関連情報-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」の「連絡先」	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	鹿児島市鴨池新町10番1号	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	「II しきい値判断項目-1対象者数」の「いつの時点の計数か」	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	「II しきい値判断項目-2取扱者数」の「いつの時点の計数か」	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	「I 関連情報-3個人番号の利用」の「法令上の根拠」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の16及び99の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の24及び133の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条及び第72条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)
令和6年8月27日	「I 関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の「②法令上の根拠」	番号法第19条第8号 別表第二の28の項 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号, 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項及び第51条	事後	定期見直しに係る修正。(軽微な修正)